

【Mobile Perfect SP 安否確認・アンケートサービス 利用許諾約款】

第1条 (利用申込みと利用許諾)

「Mobile Perfect SP 安否確認・アンケート」サービス(以下、「本サービス」と言います)利用希望者は、本サービスの利用申込書(以下、「利用申込書」と言います)に所定項目を記入し、ソフトバンク・テクノロジー株式会社(以下、「SBT」と言います)に提出します。SBTは、利用申込書の内容を審査し、支障が無いと判断した場合、利用申込月の翌月末までに当該利用者に対し本サービスのご利用に関する設定完了の旨を通知します。この設定完了通知をもって、両者の利用契約(以下、「本契約」と言います)が締結されたものとします。

第2条 (利用許諾内容)

当社は、利用者より提出された利用申込書記載の管理責任者に対し、本サービスの管理画面使用ライセンスおよび登録者数分の利用ライセンスを発行します。なお、当該ライセンスは、非独占的で譲渡不能な権利であるものとします。

第3条 (有効期間)

- 1 本契約は、設定完了通知に記載の本サービス利用開始日より1年間有効とします。ただし、サービス利用開始日が月の途中である場合、当該月の初日を契約期間開始日とします。
- 2 本契約の有効期間満了の1ヶ月前までに、利用者またはSBTから相手側に対し書面により解約の意思表示がなされない場合、自動的に1年間継続されるものとし、以降もまた同様とします。

第4条 (月額利用料金の支払い)

- 1 利用者は、利用申込書記載のSBT所定の方法にて、本サービスの月額利用料金を支払うものとします。なお利用者の口座より自動引落しを行う場合には、引落手続きが完了までの期間については請求書を発行し、所定の支払い方法にて指定口座へ支払うものとします。振込手数料は利用者の負担とします。
- 2 支払期日を過ぎても利用料金の支払が行われない場合、SBTは、当該利用者に対する本サービスの利用ライセンスの発行作業停止、または既に利用状況にある場合には本サービスの利用を一時的に停止すると同時に、年1.4、5%の割合で計算された金額を延滞利息として、利用料金、消費税に加えて請求できるものとします。

第5条 (ライセンス数の増減)

ライセンス数の増減に基づく月額利用料金の変更については、利用申込書記載の基準日に従うものとします。

第6条 (途中解約)

- 1 利用者が解約を希望する場合、解約しようとする日の1ヶ月前までに書面にてSBTに届け出るものとします。
- 2 利用料金の精算は月単位とし、利用月半ばまでの解約の場合においても、利用者は当該月の一か月分の料金を支払うものとします。

第7条 (サービスの提供区域)

本サービスの提供区域は、日本国内とします。

第8条 (サービスの提供条件)

- 1 利用者は、特に本サービス管理画面用のIDおよびログイン用パスワードは厳重に管理するものとし、これらの不正使用に起因する損害については、利用者の責任に帰属するものとします。
- 2 利用者は、IDおよびログイン用パスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちにSBTへ連絡するものとします。
- 3 IDおよびログイン用パスワードが漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、SBTは故意または重大な過失がある場合を除き一切の責を負わないものとします。

第9条 (サービス提供の停止)

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービス等の提供を停止することがあります。
 - (1) 本サービス提供用のシステムの保守または工事の都合上やむを得ないとき
 - (2) 本サービスに係るソフトウェアのバージョンアップを行うとき
 - (3) 電気通信事業者が電気通信サービスを停止したとき
 - (4) その他、運用上または技術上の理由でサービスの停止が必要であるとSBTが判断したとき
- 2 前項の規定により本サービスの提供を停止する場合は、事前に利用者用の本サービスwebページにその旨を掲示すると同時に、利用者および登録者にE-mailで通知します。ただし、緊急やむを得ないときSBTが判断した場合はこの限りではありません。

第10条 (サービスの機能の追加、変更および廃止)

- 1 SBTが必要であると判断した場合、本サービスの機能の追加、変更または廃止をすることができます。
- 2 SBTは、前項の規定によりサービス機能の追加、変更または廃止をする場合には、利用者に対し、当該変更日の30日前までに通知します。この場合の通知方法は、利用者用本サービスwebページ、書面による郵送、E-mailによる通知のいずれかSBTが選択する方法によるものとします。

第11条 (サービス利用の停止処置)

- 1 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、SBTは当該利用者の本サービス利用の停止処置をすることがあります。
 - (1) 利用申込書に虚偽の事項を通知したことが判明したとき
 - (2) 支払期日を過ぎてもお利用料金を支払わないとき
 - (3) 第16条(禁止行為)第1項各号に該当するとき
 - (4) その他本規約に違反したとき
- 2 前項により本サービスの利用の停止処置がなされた場合においても、利用者は利用料金の支払いを免れないものとします。

第12条 (権利の帰属)

本サービスに関して掲示または提供されるすべてのドキュメントまたはプログラムについて、その著作権、営業秘密、その他一切の知的財産権は、SBTまたは当該サービスの他の権利者に帰属します。

第13条 (個人情報の取扱い)

- 1 SBTは、本サービスの運営および契約の履行に関して知り得た個人情報や契約期間中のみならず本契約解除後も、複製、第三者への開示、漏えい、滅失、毀損の防止その他個人情報の安全管理のため、各種法令等を遵守するとともに、組織的安全管理措置、人的安全管理措置および技術的安全管理措置を講じます。
- 2 SBTは、お預かりした個人情報を、本サービスの利用目的以外には使用いたしません。
- 3 SBTは、SBTが契約するインターネットデータセンター内の物理的セキュリティ区画にサーバおよび個人情報を保管し、本サービスを運用します。
- 4 SBTは、利用者の業務上必要とされる下記の場合を除き個人情報を開示しません。
 - (1) 利用者の管理責任者へ、本サービスのログイン環境における管理画面にて利用者に関する従業員個人情報表示
 - (2) 利用者の管理責任者へ、求めに応じて利用者に関する従業員情報を記録した電子記録媒体(安否確認状況のCSVファイル等)の提供
 - (3) 本目的遂行のために必要な範囲に限り、SBTの従業員、再委託先および弁護士もしくは会計士に開示する場合
 - (4) 法令または警察の捜査により提出を求められた場合
- 5 SBTは、利用者の管理責任者より求めがある場合には個人情報を開示し、その結果当該情報に誤りがある場合には速やかに訂正または削除を行います。
- 6 第4項(2)の電子記録媒体を送付する場合、配達記録の残る発送方法とし電子記録媒体にはパスワードを設定するとともに、利用者の管理責任者と協議の上、適宜暗号化を施すものとします。
- 7 SBTおよび利用者は、個人情報を表示する本サービスの管理画面において、SSLによる暗号化通信を用い、通信時の情報漏えいを防ぐものとします。
- 8 SBTは本サービス終了後、利用者の指示に従い必要時には個人情報および付随する情報を返却するとともに、サーバ内のデータは適切な処置をもって消去するものとします。
- 9 本サービスを利用するに当たり個人情報の提出は任意ですが、その場合本サービスの動作および機能が正常に行われない場合があります。

第14条 (秘密保持)

利用者およびSBTは、本サービスを利用する上で知り得た相手方の情報を、本契約期間中はもちろん、本契約終了後においても、第三者に開示、漏洩し、または本契約の履行以外の目的に利用してはならないものとします。

第15条 (禁止行為)

- 1 利用者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号の行為を行わないものとします。
 - (1) 本サービスの利用のために提供されるドキュメント、その他一切の資料に関し、SBTまたは第三者の著作権その他知的財産権を含む一切の権利を侵害する、または侵害するおそれのある行為をす
 - (2) 本契約に明記されている場合を除き、本サービスの一部または全部を転載、複製、改変もしくは転送その他一切の二次利用をすること
 - (3) 有償・無償を問わず、本サービスの一部または全部を第三者に譲渡、再使用許諾もしくは、貸与等を行うこと
 - (4) リバースエンジニアリング、逆アセンブルまたは逆コンパイルを行い、本サービスを解析すること
 - (5) 本サービスに関するSBTおよびその他の第三者の権利を脅かし、制限もしくは妨害し、またはそのおそれがある行為をすること
 - (6) 本契約に係わらない権利または義務を、第三者に移転もしくは譲渡すること
 - (7) 本サービスの運営を妨げるとSBTが判断する行為を行うこと
- 2 SBTは、利用者の故意または重大な過失によりSBTに損害が発生した場合、利用者に当該損害の賠償を請求することができます。

第16条 (免責事項)

- 1 本サービスは、免振構造の強固なインターネットデータセンターにて稼動する信頼性高いサービスですが、本サービスの稼動を保証するものではありません。
- 2 SBTは本サービスのプログラムの完全性、正確性、適用性、有効性を保証するものではありません。利用者は、各自の責任において適宜使用するものとします。
- 3 SBTは、法律上の請求原因の種類を問わず、提供するサービスの使用または使用不能から生じたいかなる損害に関しても、一切の責任を負いません。
- 4 利用者が、本サービスの通常利用以外の不正な利用と判断される行為によって第三者に対して損害を与えた場合、または第三者からクレームが通知される等利用者と第三者との間で紛争となった場合、利用者は自己の責任と費用負担において処理解決するものとします。また同様の事由により、利用者が提供サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合も同様とします。

第17条 (損害賠償)

- 1 利用者が本契約に違反する行為、または不正もしくは違法な行為によって、SBTに損害を与えた場合、SBTは当該利用者に対して相応の損害賠償の請求ができるものとします。
- 2 SBTは、SBTの責に帰すべき事由により利用者に損害を与えたことが明らか場合は、その損害が生じた当該期にその利用者が支払う利用料の範囲内で賠償するものとします。

第18条 (協議事項)

本契約に記載のない事項および記載内容に疑義が生じた場合は、利用者とSBTの間で誠意を持って協議し、これを解決するものとします。

第19条 (管轄裁判所)

利用者とSBTとの間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合には、SBTの本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属の管轄裁判所とします。

利用許諾約款

制定日 2012年2月28日